

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域

研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成27年2月5日

独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的	3
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域の概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域	
研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 「『仮設コミュニティ』で創る新しい高齢社会のデザイン」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：大方 潤一郎 (東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 教授)	9
2-2. 「高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発」 (カテゴリーⅡ)	
研究代表者：新開 省二 (地方独立政法人東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長)	14
2-3. 「高齢者の営農を支える『らくらく農法』の開発」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：寺岡 伸悟 (奈良女子大学 文学部人文社会学科 教授)	18
2-4. 「社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：中林 美奈子 (富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授)	23
2-5. 「高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：原田 悦子 (筑波大学 人間系 (心理学域) 教授)	27
【参考資料】	
参考1：検討経緯	31
参考2：戦略的創造研究推進事業 (社会技術研究開発) の実施に関する規則	32

1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則」（平成26年7月31日 平成26年規則第139号）に基づき、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域（領域総括：秋山 弘子／東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授）において、平成23年度に採択され、平成26年度に終了した研究開発プロジェクト（別表）を評価の対象とした。

（別表）

採択年度	カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
平成23	II	「仮設コミュニティ」で創る新しい高齢社会のデザイン	大方 潤一郎	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授	3年間
		高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発	新開 省二	地方独立政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長	3年間
		高齢者の営農を支える「らくらく農法」の開発	寺岡 伸悟	奈良女子大学文学部 部人文社会学科 教授	3年間
		社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり	中林 美奈子	富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授	3年間
		高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発	原田 悦子	筑波大学人間系（心理学域） 教授	3年間

（*）カテゴリーについて

カテゴリーⅠ：社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの

（研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）

カテゴリーⅡ：社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで行おうとするもの

1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成27年2月時点）
委員長	吉村 洋	公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事・FWBC 推進本部長／仙台フィンランド健康福祉センター 研究開発館 副館長
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 ビジネスマネジメントコース 教授
委員	小田 利勝	神戸大学 名誉教授
委員	勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長／コミュニティソーシャルワーカー
委員	加藤 伸司	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉心理学科 教授／社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター センター長
委員	小山 剛	社会福祉法人長岡福祉協会 理事・評議員・執行役員／高齢者総合ケアセンターこぶし園 総合施設長
委員	丹波 史紀	福島大学 行政政策学類 准教授／うつくしまふくしま未来支援センター 地域復興支援部門 部門長兼地域復興支援担当 マネージャー
委員	藤井 博志	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 教授
委員	藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社 社会保障・藤森クラスター 主席研究員
委員	安村 誠司	福島県立医科大学 医学部公衆衛生学講座 教授／放射線医学県民健康管理センター 副センター長

1-4. 研究開発領域の概要

研究開発領域の設置期間は、平成 22 年度から平成 27 年度（領域の事後評価期間も含む）の 6 年間としている。本領域には、開始時点で 1 つの研究開発プログラム「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」を設置し、複数のプロジェクトを実施することで領域における研究開発を推進する。領域運営の責任者として領域総括を設置し、研究開発領域のマネジメントを行っている。また、領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置している。

研究開発領域の目標と概要については、以下のとおりである。

1-4-1. 研究開発領域の名称・領域総括

研究開発領域名：「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

領域総括：秋山 弘子（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

1-4-2. 研究開発領域の目標

本研究開発領域で達成しようとする目標は以下の通りである。

- (A) 高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する。
- (B) 高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。
- (C) 本領域の研究開発活動を、我が国における研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや、国内外の他地域へ展開されることの原動力となること、また多世代にわたり理解を広く促すことにつなげる。

なお、本領域におけるコミュニティとは、行政区、学区等に限らず、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

1-4-3. 研究開発領域の概要

(1) 研究開発領域の設立経緯および必要性

我が国は、2025 年には 65 歳以上の人口が総人口の約 30%を超えられている。75 歳以上の高齢者の急激な増加が特徴的であり、特に都市部における増加が顕著となり大きな地域差が生じることが予想されている。このような状況においては、起こり得る問題の予測は非常に困難であり、現在我が国がおかれている現状を正確に把握し、問題点を洗い出し、対策の検討に向けた研究開発の実施が急務となっている。

高齢社会に関する研究開発は、これまでも国や民間の各種研究開発助成等を受けて実施されてきたが、現実社会における課題解決に向けて行う実証実験を伴った研究開発には適しておらず、また研究開発の規模として自然科学系分野が大きなウェイトを占めており、人文・社会科学系分野の参画が少ないという状況である。具体的な社会の問題の解決に資する成果を得るという観点からみると、必ずしも十分とはいえない。

高齢社会に関する問題は、従来の学問体系における個別の分野に特化した研究開発だけでは対処しきれるものではない。高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等をも考慮するべく、学際的かつ分野横断的な視点を持つ取り組みが求められる。これらに加え、研究者と現場の関与者との連携の下で、問題解決に向けて分野横断的に研究開発を推進する仕組みを整備し、現実の社会における問題の解決に資する具体的な技術や手法等の実証を伴った研究開発へ繋げていくことが必要不可欠である。

また、高齢社会の様態や、地域、コミュニティの現場における具体的な問題は日本全国一律ではなく、都市部や過疎地等の地域特性、多様なコミュニティの特性に応じて、課題を整理し、それに基づく社会システムを構築していく観点も重要となる。このため、適切に地域やコミュニティの現場を設定した上で社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について実証を行い、その成果を広く共有していくことも重要であり、これによって、さらに効果的な高齢社会の先進モデルの構築につながると考えられる。

独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）では、社会における様々な具体的な問題の解決のための仕組みを構築するとともに、異分野の研究者間、研究者と現場の関与者間の協働を進め、実証を伴った研究開発の実績を積み重ねることによって、新しい社会的・公共的価値の創出に貢献してきた。こうした背景を踏まえ、高齢社会に関する問題についても、社会技術研究開発センターがこれまでのノウハウを十分に活かすことで、その解決に向けた取り組みを効果的・効率的に進めていくことが可能と思われることから、同センターが進める戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」という研究開発領域を設定し、研究開発を推進することとした。

これらの背景を鑑み、本領域では、高齢社会の問題解決にあたって、複数分野にわたる視点をバランス良く併せ持ったプロジェクトを公募した。プロジェクトが達成しようとする成果は、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果であることを求めた。

公募にあたっては、領域としての目標を達成するためのアプローチとして、あらかじめ2つの異なるカテゴリーを設定した。領域の3つの研究開発目標（1-4-2参照）に対して、カテゴリーⅠのプロジェクトの成果は（B）、カテゴリーⅡのプロジェクトの成果は（A）の達成を目指すものである。また、カテゴリーによらず全プロジェクトを含む領域全体の活動として（C）の達成を目指すものである。応募者には、応募の段階で以下に掲げるカテゴリーⅠ、カテゴリーⅡのどちらへの提案かを予め明示することを求めた。

カテゴリーⅠ：2～13 百万円未満／年 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの （研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など） カテゴリーⅡ：20～30 百万円程度／年 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで 行おうとするもの
--

(2) 研究開発プロジェクト・プロジェクト企画調査・実行可能性調査等

本研究開発領域で平成 22 年度から平成 24 年度までに採択した研究開発プロジェクトは、以下の通りである。プロジェクト企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。実行可能性調査は、研究開発プロジェクトとしての実行可能性を 1 年間で調査し、その結果に基づき、あらためて採択・不採択についての評価を行うことを条件としたものである。

<平成 22 年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発 期間
Ⅰ	在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発	太田 秀樹	医療法人アスミス 理事長	3 年間 ※1
	新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発	鈴木 隆雄	独立行政法人国立長 寿医療研究センター 研究所長	3 年間 ※1
Ⅱ	ICT を活用した生活支援型コミュニティづくり	小川 晃子	岩手県立大学社会福 祉学部 教授／地域連 携本部 副本部長	3 年間 ※1
	セカンドライフの就労モデル開発研究	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研 究機構 特任教授	3 年間 ※1

※1 平成 25 年度に事後評価を実施

<平成 22 年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト企画調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査 期間
自立高齢者の健康維持・増進と社会参加・社会貢献を包括するプログラム指針の検討	佐藤 真一	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授	6 ヶ月間
生涯現役高齢者が支える縮退都市の再活性化に関する企画調査	佐藤 俊郎	株式会社環境デザイン 機構 代表取締役	6 ヶ月間

<平成23年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
II	「仮設コミュニティ」で創る新しい高齢社会のデザイン	大方 潤一郎	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授	3年間
	高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発	新開 省二	地方独立政法人東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長	3年間
	高齢者の営農を支える「らくらく農法」の開発	寺岡 伸悟	奈良女子大学文学部 人文社会学科 教授	3年間
	社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり ※2	中林 美奈子	富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授	3年間
	高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発	原田 悦子	筑波大学 人間系(心理学域) 教授	3年間

※2 平成26年度よりカテゴリーIからカテゴリーIIへ変更。

<平成24年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成27年2月時点)	研究開発期間
I	高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成	清水 哲郎	東京大学 大学院人文社会系研究科 特任教授	3年間
	認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発	成本 迅	京都府立医科大学 大学院医学研究科 精神機能病態学 講師	3年間
II	健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部 教授	3年間
	広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成	佐藤 滋	早稲田大学理工学術院/ 総合研究機構都市・地域研究所 教授/所長	3年間
	認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学 研究センター 生活機能賦活 研究部 部長	3年間
	2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※3	小川 全夫	特定非営利活動法人 アジア・エイジング・ ビジネスセンター 理事長	3年間

※3 平成24年度に実行可能性調査として採択され、1年間の調査期間の後、領域における評価を経て、平成25年度に研究開発プロジェクトとして採択された。研究開発期間は、実行可能性調査の期間を含めて3年間。

<平成24年度採択実行可能性調査>

実行可能性調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	調査期間
2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※4	小川 全夫	特定非営利活動法人 アジア・エイジング・ ビジネスセンター 理事長	1年間

※4 平成25年10月から研究開発プロジェクト「2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術」として採択され、平成27年9月まで研究開発を実施予定。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティー」の両面から評価することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成23年度に採択され、平成26年度に終了した研究開発プロジェクトについて、「ピアレビュー」、すなわち当該研究開発領域に係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

評価にあたっては、本評価のために研究代表者が作成した「事後評価用資料（非公開）」「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション・質疑応答及び評価委員による意見交換を基に行った。

2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」 研究開発領域 研究開発プロジェクト事後評価

【平成23年度採択（平成26年度終了）研究開発プロジェクト】

2-1. 「『仮設コミュニティ』で創る新しい高齢社会のデザイン」 （カテゴリーⅡ）

研究代表者：大方 潤一郎（東京大学大学院 工学系研究科
都市工学専攻 教授）

2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、「津波被災地の仮設住宅において、住民自身の問題発見活動と住民共助的活動を基軸にしながら、仮設住宅地コミュニティの物的・社会的デザイン・モデルを開発すること」、及び「当該モデルを基礎に、地方中小都市の分散集約的コミュニティに適した高齢社会対応型コミュニティのデザイン・モデルを獲得すること」の二つを目標とした実践的研究開発であった。

国や自治体、あるいは他の支援団体の種々の方針が優先される中で、津波被災地の仮設コミュニティ住民に対して日常的なサポートをしつつ、本プロジェクトの目的を果たすことは容易ではなかったと推察される。その中で、適切なプロジェクト運営を通して、仮設住宅において住宅と様々な地域施設とを混在させることの重要性を示すとともに、今後の仮設住宅地コミュニティに関して必要なことを「物的・社会的なデザイン・モデル」として提示し、その実現に向け、大槌町で大きな実践的な成果をあげたといえる。地域住民全員参加の体制作りの中には「大槌高校の生徒による復興戦略策定プロジェクト」というユニークな取り組みもあり、今後の仮設コミュニティづくりの参考になるだろう。

プロジェクトの提示したモデルが大槌町の「(改訂)復興基本計画・第2期実施計画(コミュニティ復興戦略)」に取り入れられており、津波による被災地の復興住宅地開発に関する種々の有意義な提案がなされたといえる。しかしながら、目標の一つであった「当該モデルを基礎に、地方中小都市の分散集約的コミュニティに適した高齢社会対応型コミュニティのデザイン・モデル」といえる幅広いものを提示するには、今後、研究開発成果の本質的な部分をより分かりやすく伝えていくための体系的な整理が必要であろう。また、住民の社会関係資本をどのように作っていくのかについて、概念化も含めて整理し、被災者支援のためのシステム構築への展開にも期待したい。

2-1-2. 項目別評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、適切・妥当であったと評価する。

災害列島と呼ばれる日本において、災害時におけるコミュニティの形成は重要な課題である。とりわけ、少子高齢化や地方都市からの人口流出といった社会的な傾向がある中、その視点からの災害対応のシステムづくりは急務である。本プロジェクトは、津波被災地の仮設住宅地というコミュニティ・インフラのない状況において、住民自身の問題発見活動と住民共助的活動を基軸にしながら、住宅等のハード面だけでなくソフト面までを含めて、生活再建に必要な最小限のコミュニティ・インフラを社会実験的に整備することを目指した。これは、今後の大規模被災地対策にとって重要な目標設定と考える。

他方、高齢社会に関わる問題の解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出するという本領域の目標の観点から設定された、「当該モデルを基礎に、地方中小都市の分散集約的コミュニティに適した高齢社会対応型コミュニティのデザイン・モデルを獲得する」という目標は、本プロジェクトの目標としては大き過ぎたのではないか。また、都市工学的なアプローチがなされているが、ソフト面である生活に関していえば、保健医療分野からの取り組みや連携がやや弱かったように思われる。

本プロジェクトは、自治体の首長の交代や政策的変化に対して、戦略の変更等、状況に応じて適切かつ柔軟に粘り強く対応した。こうした変化の中で、住民に対して日常的なサポートをしつつ、目標に向けて研究開発を推進することは容易ではなかったと推察されるが、適切な対応がなされたと判断できる。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、貢献した・しうると評価する。

本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題は、地域社会における高齢者を含む多世代住民の生活を支える 3 つの生活環境インフラ（コミュニティのケアサポート環境、社会的包摂・社会参加を支える社会的な生活環境、居住環境・移動環境）をどうデザインし、実現するか、ということであった。これに関し、本プロジェクトでは、新規に復興住宅地区を建設するにあたって、プロジェクトの成果に基づき、上記の 3 つの生活環境インフラに、産業経済インフラ、教育文化インフラを加えた 5 つのインフラの整備の重要性を明らかにするとともに、それらを柱としたコミュニティづくりのモデル（ビジョン）を示した。特に、超高齢社会対応型のコミュニティのデザインとして、「歩いて暮らせる」基礎的日常生活圏を重視し、駅やバス停の周囲に公共施設等のコミュニティスペースを集中配置した「地域小拠点」を形成することの重要性を提示したことは、新規に住宅整備をする各地の自治体に一定の方向性を与えるものであろう。

また、「コミュニティ戦略協議会」といった行政・企業・NPO 等が集う協議組織の発足に尽力したこと、仮設住宅団地のデザインとコミュニティ運営に関する「次世代仮設住宅団地設営・運営ガイドライン」（仮称）を策定したことも、災害時の仮設住宅におけるコミ

コミュニティづくりという点で大変有意義である。このように、多くの有益な成果を創出しているといえるが、普遍的なガイドライン等として提示するには、今後、成果を時間軸に沿って分かりやすく簡潔に整理する必要がある。

なされた報告からは、アウトリーチ活動は十分かつ効果的に実施されたとは判断できないが、被災地におけるコミュニティ再建支援や復興住宅計画等、被災地関連の関係者に対しては適切なアピールがされていたと考える。

本プロジェクトにより得られたコミュニティの物的・社会的な生活環境デザインと実現手法に関する知見は、大槌町の総合復興戦略会議、さらには関連の被災自治体における復興計画に活かされる可能性が高いだろう。それらを通して、今後の多くの都市・地域における高齢社会に向けた地域再開発計画に、効率的なコミュニティ形成の実践的な手法として反映されることを期待する。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

総合復興戦略等に示された復興公営住宅や、「歩いて暮らせる」基礎的日常生活圏をベースにした地域設計、その地域における復興コミュニティや一般地域のコミュニティ構築のためのデザインやマネジメントに関する知見は、当該分野における学術的・技術的貢献であるといえる。単に地域特性に根ざした物理的、空間的設計だけでなく、コミュニティ構築のためのデザイン、マネジメントに言及した点、また、実際の物的・社会的コミュニティ環境整備の手法として、住民・行政とともに検討、提案し、その効果と課題を評価することで新しい高齢社会のデザイン・モデルを創出しようとする取り組みには新規性がある。その内容も、仮設住宅コミュニティの活性化プロセスの進め方、仮設住宅のハード面の工夫がコミュニティ形成にもたらす影響等、実装実験に基づいて具体的に記されており、本研究開発領域が推進している「アクションリサーチ」の手法を用いた研究への貢献になると期待できる。

震災後の仮設コミュニティづくりに関しては、主に、都市工学的アプローチの研究発表が精力的に行われており、工学系分野において大きな学術的成果を生み出しているといえる。他方、様々な分野の大学教職員・研究者がプロジェクトチームに関わっていることから、今後は、例えば、工学系分野と保健医療福祉分野を横断するような成果としての学術論文の発表を期待したい。さらに、コミュニティケアを含むソフト面にも目を向けて展開された研究としての成果は大きいと考えられるため、大槌町という地域の特性に関する考察に加え、それらを一般化・体系化し、今後の災害対応の標準的な手法として活用できるような分析・整理をすることが望まれる。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

仮設住宅においては、住民支援が最優先事項となるが、個々の研究調査に関しては、適切なチームでその専門性を考慮しながら対応されていたと判断できる。目標に向けて、建築学、都市工学、社会学、看護学分野の横断的チームが組織されており、多面的アプロー

チを実施する中で、震災後の時間的経過に合わせた管理運営も含め、概ね適切だったと考えられる。しかし、コミュニティの生活環境インフラのうち、「住」から導かれる示唆は豊富だったことに対して、「医」から導かれる示唆が乏しく、保健医療分野について、意図的に相互に横断的な情報共有や連携を行っていたかという点で疑問が残る。

市や町が主体となる仮設住宅地のコミュニティ支援、復興計画支援では、研究開発グループは助言者の立場であり、震災後の短期間でチームを組み、研究活動としてのスケジュール管理を効率的・効果的に行うことは大変難しかったと推察する。その中で、住民や行政と協調し、総合復興戦略の立案に結びつけられたことは高く評価したい。

本プロジェクトは、領域内の他プロジェクトとの直接の連携の機会はなかったと報告されているが、震災復興に関連した活動を社会科学的な観点から行い、災害時における仮設住宅のコミュニティ形成への新たな指標を示すことができる可能性があるという点で、研究開発領域の活動への一定の貢献があるといえる。今後を期待したい。

2-1-2-5. 副次的貢献

仮設住宅から災害公営住宅への展開は、ある意味で地域のニーズに対応せざるを得ない状況にあったと考えるが、仮設住宅だけでなく、災害時のコミュニティ形成の研究に展開できたのではないだろうか。また、早期からメディアに取り上げられたことにより、仮設住宅の問題点や改良点等が顕在化し、他の仮設住宅を含め、改善が進んだと考えられる。

2-1-2-6. 費用対効果

災害後の復興過程と併行した研究開発活動であり、今後の総合復興計画立案への寄与を考えると妥当な費用対効果と考えられる。しかし、多くの研究者や大学院生からなるチームによる、東京と大槌町という遠隔地間をベースとした研究活動、復旧・復興支援の中での研究開発ということはあるものの、総研究開発費の80%強が人件費・旅費に費やされているため、研究開発費としての予算がなくなった時にどのように持続できるのかについての検討が必要であろう。実施体制から、多くの若手研究者や大学院生の活動があったと推察されるが、若手のキャリア形成、人材育成という観点からは、彼らが前面に出た取り組みの報告や発表の機会があるとよいのではないだろうか。

2-1-2-7. 特記事項

今回のような大規模災害のもとでは、仮設住宅の入居期間は長期になる傾向がある。高齢者にとっては新たな住居の購入や転居は容易ではなく、ずっと「仮設」でよいのかという見方や住民が出ていった後の残されたコミュニティの課題もある。「仮設住宅」という点から、どのくらいの期間を想定して、どの程度の体力をかけてコミュニティを形成していくのかという点の検討も必要と考えられる。本プロジェクトの意義は大きいと考えられるが、今後の仮設住宅コミュニティを考える上でも有益であることから、プロジェクト終了後、こうした考察をしていくことを期待したい。また、報告書のさらなる体系的な整理が望まれる。

仮設住宅のあり方、設計仕様、配置等については、レポートでの報告だけではなく、関係省庁との十分な議論の場を提供し、今後の災害対応に活かされるようにするとともに、

災害救助法等の制度設計や、長期化が予想される場合の仮設住宅のあり方についての提言が望まれる。

2-2. 「高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発」(カテゴリーⅡ)

研究代表者：新開 省二(地方独立政法人東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長)

2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、我が国の高齢者の健康余命をさらに延伸するために、後期高齢期に生じる遅発性障害(Late onset disability)に共通する病態と考えられている「虚弱」に注目し、虚弱の簡易スクリーニング尺度の開発とそれをを用いた虚弱の疫学研究を行い、その成果に基づいて地域における虚弱化を先送りする社会システムモデルを提案すること、次に、地域特性の異なる2つのフィールドにおいて、行政、市民、専門機関など高齢者の健康づくりに関与する人・組織が協働して、社会システムモデルの実装を行うことを目指した。

虚弱になりやすい特性を疫学的に分析し、予防的介入の3つのターゲット(体力、栄養、社会)を明確にしたことで、虚弱の予防に関し、一次予防(虚弱化を防ぐ)、二次予防(早期発見・早期対応)、三次予防(虚弱の改善)という戦略的なアプローチを可能とした。一次予防としての、地域の力で社会参加を広げる手法を種々のコミュニティ会議で議論し実践するノウハウや、三次予防としてのシルバー人材センターの活用は、他地域で応用可能であろう。機能的な健康度の評価とその向上を支援する『健康づくり応援手帳』、健康づくりボランティアが地域で虚弱予防プログラムを運営する上で必要な『虚弱予防教室運営マニュアル』(“笑いと健康お届け隊指南書”)、虚弱を簡便にスクリーニングできる「簡易版虚弱指標」が作成されており、いずれも利用者の立場に立った、大変使いやすいものとなっている。これらの人材育成やセルフ・アセスメントのためのマニュアルやツールの成果物は他地域においても参考となるものであり、一定の成果を残したといえる。

また、大都市近郊と中山間という地域特性が異なる2つの地域(埼玉県鳩山町、兵庫県養父市)で継続性のあるコミュニティ会議を立ち上げた過程が、『虚弱化を先送りするコミュニティを創る!鳩山町・養父市における取り組みの歩み』にまとめられており、重要な示唆が多く、貴重な資料になると考えられる。これらのアクションリサーチによる地域への波及効果は非常に大きいと推察するが、9か月間の実装実験では、「虚弱の先延ばし」の中長期的な虚弱予防の効果が明らかになったとはいえない。高齢期における虚弱の特性のポイントとしてあげている「栄養」「体力」の面での効果を見るには、もう少し時間の経過を要するであろう。また、「社会」面での効果をどのように見るのかという指標の開発にも期待したい。

2-2-2. 項目別評価

2-2-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは十分適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトは、高齢者の健康余命を延伸させるため、後期高齢期の遅発性障害への予防的介入に着目し、その背景にある「虚弱」という重要な課題をターゲットに設定した。行政、住民、専門機関が一体となって実装実験を行うことで、他の地域でも展開可能な虚弱予防に必要な社会システムモデルの提案を目標としたことは、本研究開発領域目標と合致している。また、他の機関や社会資源を結びつけることにより自治体の協力を得る手法は、参加者も限られ、リソース（人手・場所等）が不足しており、継続性にも不安がある「運動教室」の課題解決に資する新しい提案となりえる。

当初は、介入による予防を3つのフィールド（養父市、草津町、鳩山町）でそれぞれの地域のコミュニティ会議をベースに実証する手法としていたが、実践を通して地域の課題を見つけ、資源を洗い出し、地域の活性化やソーシャルキャピタルの強化につながるモデルを提示するために地域を限定し、養父市と鳩山町での虚弱予防プログラムの実装を目指すものへと変更・修正したことは適切であったといえる。惜しむらくは、3年間の研究開発の全体スケジュールの最後の9か月間の実装実験による中長期的な虚弱予防の効果は明らかになっていないことである。「虚弱予防」という観点からはプロトタイプとなる貴重な活動といえ、他地域にも実装可能な「虚弱化を先送りする社会システム」という視点から、今後の成果が期待される。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、貢献した・しうると評価する。

本プロジェクトで作成された、「簡易版虚弱指標」『セカンドライフの健康づくり応援手帳』『虚弱予防プログラム運営マニュアル』は、他地域にも実装可能な効果的な虚弱予防システム構築を具現化するためのツールであるといえる。また、一次予防としての社会参加の手法を種々のコミュニティ会議で議論し実践するノウハウ（一次予防に資する地域文化の創出と地域活動の強化・創出）は、他地域でアレンジが可能であろう。

アウトリーチ活動は、厚生労働行政に関わる専門職（保健師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士）、厚生労働行政担当部局（厚生労働省、都道府県担当部局、市町村担当課）さらには老年社会学、老年医学領域の研究者及び学会活動等に対して、効果的になされていた。また、シルバー人材センターの活用によって地域の住民を担い手とするなど、今後の他地域への展開を行う上で、資源の活用や高齢者就労の新たな展開も期待できる。保健福祉領域の専門職養成にも限界があることから、非専門職でありながら健康分野で活躍できる人材の育成という面でも効果的と考える。また、メディア取材への対応の結果として、フィールドでの展開がしやすい環境が生まれ、企業や他の組織の協力を得るきっかけになったと考えられ、この種の研究開発活動の社会へのアピールとして有効であったといえる。

今後、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支

援サービス等は市町村の創意工夫により総合的に提供することが想定されている¹ことから、本プロジェクトのモデル地区での虚弱予防プログラムは各自治体からの運用の要望が大きいものと思われる。他地域でも展開が図られることにより、結果として、介護保険の総コストの低減への寄与や、今後のさらなる発展に繋がる可能性がある。様々な指標や手帳などはすでに多くのものがあるが、本プロジェクトで開発されたよい成果物やノウハウが、「高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システム」として活用されるように、どのように広報し、広げていくかが大事な視点であろう。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

虚弱の疫学的特徴や三大予測因子を解明し、虚弱の一次予防から三次予防のターゲットを明確化した。その検証の過程から、高齢者の虚弱に関する多くの疫学的知見が得られたといえる。作成された「簡易版虚弱指標」は、将来の介護保険サービスでの利用や死亡の発生の予測的妥当性が学術的手法によって検証され、実際に使用可能なものとなっている。また、虚弱予防に向けて、他地域にも実装可能な社会システムモデルとして中山間地域モデルと大都市近郊地域モデルでの実装実験の事例を提示している。加えて、『虚弱予防プログラム運営マニュアル』のコンテンツは、東京都健康長寿医療センター研究所のコホート研究のデータを活用して作成した体力および栄養状態の年齢別相対基準値や、RCT法²による効果検証研究の経験・ノウハウを取り入れるなど、科学的評価に耐えうる適切なデザインが用いられ、学術的な業績も一定程度出されており、調査研究と成果物ともに学術的な貢献は大きい。

このように、老年症候群ではなく「虚弱」に着目し、虚弱を引き起こす要因を科学的根拠及び予防の概念に基づいて疫学的に分析して介護状態の予防介入のターゲットを明確化したこと、地域で虚弱予防を進める上で役立つツール、仕組みの開発、提示をしたことは、新規性・独創性が高いと考えられる。他方、「高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発」という観点からは、これらの仕組みが行政・社会的制度の中でうまく動いていくための手助けやノウハウの開発、社会参加の活性化についてももう少し踏み込んだ取り組みを期待したい。

¹ 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」により、地域支援事業の中に「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）」が創設された。これは、市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業である。厚生労働省の総合事業ガイドライン案では、総合事業の実施にあたって、市町村は、①住民主体の多様なサービスの充実による、要支援者の状態等に応じた住民主体のサービス利用促進、②高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実による認定に至らない高齢者の増加、③効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による重度化予防の推進、等により、結果として費用の効率化が図られることを目指すこととされている。

参考：<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000064538.pdf>

² Randomized Controlled Trial＝ランダム化比較試験

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

3つのフィールドでの研究開発を行うにあたり、東京都健康長寿医療研究センターの研究者からなる「統括研究開発グループ」と兵庫県立福祉のまちづくり研究所などからなる「養父研究開発グループ」が、それぞれ役割分担をし、行政の専門職を加えた研究開発実施体制を組んだことは、研究開発を進めるうえで効果的であったといえる。

他方、コミュニティ会議では、グループワーク等でのメンバーの問題意識や意見の集約や、地域課題の整理、地域活動の創出に時間をかけざるを得ず、プロジェクト開始当初は困難な時期もあったと推察する。PDCA サイクルの中の Plan に時間がかかり、Do に取り掛かるまでに一定の時間を要している点が、地域でのアクションリサーチを進める上での難しさを示していると考えられる。

2-2-2-5. 費用対効果

総研究開発費のうち、若手研究者の人件費が半分を占めていたが、若手研究者に重要な役割を与え、すべての研究開発期間にわたり従事できる環境を整えられたことや、行政の専門職者と共に取り組むことにより、行政関係者の人材育成にも寄与しており、学術的・技術的貢献やアクションリサーチとしての地域フィールドでの実装実験を考慮すると、投入された資源による効果は高く、これから他の研究開発プロジェクトが活動を進める上で参考になる研究開発活動であると考えられる。

2-2-2-6. 特記事項

研究開発終了後、より効果的・効率的にその成果を社会に還元するにあたり、当該地域での継続的な取り組みによるアウトカム（健康余命の延伸、医療費・介護費の抑制など）について、エビデンスに基づく評価に向けさらなる検討を進めて欲しい。本プロジェクトで実装実験を行った2つのフィールドの試みが成功すれば、その効果は大きいものとなるだろう。成果は今後の介護保険の改定に備えて積極的にアピールをする価値があり、『セカンドライフの健康づくり応援手帳』『虚弱予防プログラム運営マニュアル』の2つのツールの導入と、地域における体力測定会およびそれを支援する人材の育成は早急に検討されるべきと考える。本プロジェクトはシルバー人材センターを機能の一つとした実践であったが、シルバー人材センターに限らず、より多方面での『健康づくり支援人材』の育成も各自治体の課題となるであろう。

また、虚弱の一次予防として『社会参画促進』が提示されているが、この種のコミュニティ会議を運営し、種々の活動を立案できる指導者・活動家の養成が課題となる。自治体が、NPO、NGOを含めた住民との協調活動に積極的に関わられるような体制づくりも必要であろう。今後の大きな目標として、『要介護状態の発生および重症化を抑制する継続性の高い介護予防システムの構築』の仕組み作りに貢献でき、結果として介護費用の削減に資することを期待したい。

2-3. 「高齢者の営農を支える『らくらく農法』の開発」(カテゴリーⅡ) 研究代表者：寺岡 伸悟 (奈良女子大学 文学部人文社会学科 教授)

2-3-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、十分な成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、過疎や高齢化によってその存続について様々な課題に直面する我が国の中山間地の農村コミュニティの1つである奈良県下市町をフィールドにして、高齢者でも容易に扱える新しい電動運搬車と「らくらく栽培」システムを導入することで畑のバリアフリー化を実現し、高齢営農者が楽しく生き生きと農業を営める環境の構築を目指した。その実現のため、コミュニティの状況を調査し、コミュニティ構成員による将来展望を支援する集落の点検手法を開発した。

住民の継続的な生業を基本とし、住民と自治体が一体となったアプローチが取られたことを高く評価する。農山村の基本的な構成要素をコミュニティ(ムラ)、生業(農業)、からだ(健康)、道具(機械)の4つの次元に分類したことは独自の視点であり、それに関わる各研究グループが、専門性と他領域への関心を活かしつつ、それぞれが課題設定し、住民・組織をエンパワーメントしながら一体となって解決を目指したことが有効に機能したといえる。その結果、電動運搬車の開発や、コミュニティの経済的自立を促す団体の設立³、下市町の組織の見直し(地域づくり推進課の新設)や政府助成事業への申請・採択等、地域社会のアクションにつなげることに貢献した。

集落点検法では、農業を続けられる条件を模索する上で、「コミュニティの10年後」という時間軸を設定し、地域の住民が共通の認識を持ち、連携していくことが大事だということを示した。これは高齢者の就労や生きがい作りにとどまらず、農村地域全体の将来を見すえた事業展開を可能にするものであろう。研究開発期間終了後の継続性を考慮し、自治体にも参画を求めて地域社会を支える仕組みを検討したことや、「柿の葉」生産という新たな事業に結びつけた成果は大きい。3年間という短い期間の中で、これだけの成果をあげたことは特筆すべきことである。今後、成果をアクションリサーチとして論文等にまとめしていくことを期待したい。

2-3-2. 項目別評価

2-3-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定は明確であり、その目標の達

³ 本プロジェクトでは、柿葉生産者と柿葉を利用する柿の葉すし業者とを仲介していた事業者が平成24年度に健康上の理由で廃業したことにより、その事業者も交えて栃原地区の柿葉生産者と協議し、カキ葉、果実等の生産品の生産・販売を支援するため、業者との仲介、技術の紹介等を行った。最終的に、栃原地区で柿葉栽培・販売を担う法人(農事組合法人旭ヶ丘農業生産販売協同組合)が設立された。

成に向けたアプローチは十分適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトは、戦略目標として奈良県柿産地の永続的活性化、解決すべき課題は高齢化対策、得られる成果として農村コミュニティの活性化を想定してプロジェクトを実施し、他地域にも展開可能な仕組みづくりの手法を提案した。具体的には、高齢農家の身体に配慮した電動運搬車と「らくらく栽培」システムの導入から構成される「らくらく農法」という新たなシステムを考案し、高齢者が生き生きと楽しく活動でき、農業を営める環境を創出することを具体的な目標と定めた。この過程で、広く社会の関与者の協働による研究体制の下で、社会科学・スポーツ科学・農業指導等の多面的な手法によって問題点の抽出と効果の検証を行った。日本の農業が直面する高齢化対策を多面的に検討する目標を設定し、対象の地域コミュニティのみならず、全国の農村社会にも応用可能な職歴的な取り組みを行ったことは、本研究開発領域の目標に合致している。

農山村の基本的な構成要素を、コミュニティ、生業、からだ、道具という4つの次元に分類し、それに対応した4つのグループを編成したが、この4つの構成要素に着目した視点はすばらしい。それぞれのグループに権限と責任を付与して、様々な分野のステークホルダーの能力を効果的に結集してバランスよく運営しており、その連携を図ったプロジェクトリーダーの調整力や実行力を高く評価する。また、あるべき姿の共有、現状の把握、そのギャップを埋める戦略を推進するという基本となるアプローチ方法も好ましい。

研究開発期間終了後の継続性と地域社会を支える仕組みを検討する上で、最終年度に下市町役場に「らくらく現地実証グループ」として参画を求め、研究成果の展開を進めていく上での変更・修正を行ったことや、「柿の葉」生産という新たな事業提案に結びつけたこと、住民からの意見に基づいて、電動運搬車等の機器を改良してきたこと、小回りのきく電動一輪車を開発課題に加えたことも適切であった。

2-3-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、十分貢献した・しうると評価する。

本プロジェクトで開発した4つの次元における成果は、コミュニティの存続に苦しむ地域の農村社会に応用可能なものとする。具体的には、①コミュニティの実態を把握する集落点検法（「集落点検マニュアル」作成）、②高齢営農者の動きや体力を解析してそれに見合った「らくらく体操」の開発、③高齢営農者が簡単・安全に扱える「電動運搬車」の開発、④重い柿果実から軽い柿葉生産へ転換する「らくらく栽培」の開発により、対象地域へ十分な貢献があった。産官学民連携に基づく中山間地域のコミュニティ形成を、農業だけでなく健康や産業振興にまで繋げている点は大いに評価でき、他地域で展開する上でモデルになりうるだろう。

「からだ点検」での体力測定は、地域住民が自らの健康を相対的に比較できるようになるものであり、「らくらく体操」は農業による健康面の問題の解消と今後の健康作りに活かせるものであった。これらは、一般的な体力維持・向上の体操とは異なる観点からの成果である。

アウトリーチ活動は、行政、営農者、企業等、適切な対象に向けて、効果的かつ十分に行われたと判断できる。事業の紹介にとどまらず、奈良県社会福祉協議会と地域福祉領域

での共同研究（厚生労働省/社会福祉推進事業採択）に繋がったことや、県職員への働きかけにより、「らくらく農法」による柿葉ビジネスも含めた「地域づくり事業」が奈良県農林部で採択される等、地域の具体的なアクションに結びついている。また、傾斜地農業として同種の悩みを持つ農業法人、団体の会合での説明や電動運搬車の展示・試運転を行い、製品化情報を求められるなど、将来の事業化の可能性も見られる効果があったと考える。

本プロジェクトは、高齢化が著しい地区での営農の継続方法について一定の知見を提示している。開発された「集落点検法」が他の市町村や行政担当者等でも利用可能になれば、他のコミュニティの基本的な調査や、住民によるコミュニティの客観的認識、意識向上に活かすことができると考える。電動運搬車は、全国の急傾斜の畑作地帯や森林現場だけでなく、傾斜が少ない平野部でも、建築土木や流通業等、異分野でも高齢者が簡単に操作できる機器として効果を発揮しうると期待できる。「らくらく農法」による柿葉栽培への作目転換は大変ユニークである。時代と共に事業形態を変えることは産業としてありえるが、本プロジェクトが試みた作目転換とその産業化プロセスは、他の農山村コミュニティへ多くの示唆を与えるものだろう。

2-3-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

高齢社会に関する問題の解決に資する知見・方法論等の創出に向けて、効果的なアクションリサーチの手法を実践したといえる。4つの異なる視点から職際的なグループを構成し、集落の現状・将来把握、継続的な生業手法の提案、資本としての体力維持、道具による生産性改善という目標を共有しながら研究開発が実施された。それぞれにおいて、住民の意見を十分に吸収できる仕組みが採用されており、農村コミュニティの様々なステークホルダーを巻き込んで取り組む過程は、アクションリサーチを進展させていく上で有益なものとなっている。

「らくらく栽培」については、高齢者の補助的労働ではなく、本格的な生業の一つとして、生産性や効率の向上を目指した新たな視点の手法といえる。集落点検法は、「寄り合い点検」「戸別訪問」「集落展望」の3つの構成要素からなり、コミュニティの客観的な認識を共有する新しい手法の提案といえる。これにより、条件のよい畑の貸し借りの仕組み、集落営農等、集落の農業の方向性を考えていく資料の作成を可能にした。集落点検マニュアルも作成されており、他地域でも運用が可能な有効・有益な指標になると考えられる。

電動運搬車の開発による技術的貢献は極めて大きく、特許を取得した上で、流通可能な価格で工具の生産化を実現してほしい。また、機器開発だけでなく、農村部全体を見据えた取り組みがよい成果を生み出しており、類似の取り組みは少なく、本プロジェクトの新規性や独創性は高い。残念ながら学術的な成果に繋がっていないが、一般化できる部分も多いと考える。領域が推進するアクションリサーチのよい事例として、成果を論文等で発表していくことを期待する。また、この事例を参考にし、活用できる山村地域も多いと思われるため、誰でも気軽に手に取り、目にすることができるよう単行本等として出版することも普及の手段として効果的ではないだろうか。まずは学術的な業績としての発表と、他地域への普及の両方の柱で発信していくことが重要と考える。

2-3-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

コミュニティ、農業、からだ、道具という4つの分野ごとに「集落点検グループ」「らくらく栽培グループ」「PPK グループ」「らくらく電動運搬車グループ」のチームを組成して、バランスよく運営されている。人文系のリーダーと理系のサブリーダーを置き、文理融合で適切な人材を選定したことは効果的であったと考える。グループ同士の連携もなされており、よい相乗効果にもつながっている。3年間という期間でチームをまとめあげ、全体を総括的に把握し、大きな成果をあげたプロジェクトリーダーの調整力・実行力を高く評価したい。

研究開発領域が重要視しているアクションリサーチに関しては、プロジェクトの運営手法や管理手法等について、一つのモデルとしての提示し、その応用に向けた情報整理用フォーマットの作成に貢献したと考えられる。

2-3-2-5. 副次的貢献

国際学会での報告が、営農者の高齢化とオリーブやオレンジなどが急傾斜の山間地で生産されているという共通の課題を抱えるトルコ共和国研究者との交流に発展したことは喜ばしい。これによって、国際的なコミュニティの交流に発展することを期待する。

また、里芋おはぎづくりなどの集落が培ってきた文化の復活や、栃原地区女性グループのメンバーと奈良女子大学の学生が作った「ごんた餅」のB級グルメ化、「元気印事業」での「らくらくプロジェクト」の活用、下市町観光協会と農業での地域活性化を目指す農業部会の設置等は、維持・存続が危ぶまれる集落の課題について、住民が自ら考え、行動する意識の醸成を図り、地域活性化に意欲的・主体的に取り組むことの重要性が認識されてきたからこそ芽生えたものと考えられる。

2-3-2-6. 費用対効果

電動運搬車の開発に研究開発費の多くが費やされたと報告されているが、関連企業の協力を得て費用を抑えており、結果として電動運搬車の開発による効果は極めて高いといえる。栃原の急傾斜な柿畑以外でも十分に活用可能な汎用性の高いものであり、妥当な価格で販売できるようになれば、電動運搬車、特に電動一輪車の普及が期待できる。柿葉生産は、柿の葉すしの年間生産量が約5,000万食と推定されており、採算性のある継続的な生業に結び付く事業であろう。本研究開発としての効果をさらに高めるためには、「よいものを作った」だけで終わらせないよう、それを「使う人」を増やすことにも努めて欲しい。

人材育成に関しても多方面での貢献が見られる。下市町役場の地域づくり推進課の職員の集落点検の知識の習得、地域包括支援センターの保健師らの農作業とからだの状態についての知識・考え方の学習、PPK グループに関する部分の地域内での後継者（リーダー役）の育成、奈良県農業研究開発センターの若手研究員・普及員に対する作目変更に関する実体験指導、地元コミュニティにおける生産販売組合の運営を主体的に担う地域リーダーの誕生等、多くの貴重な成果が得られている。研究開発費による成果だけでなく、他業種・機関との連携による成果も大きいといえる。

2-3-2-7. 特記事項

農村地域全体を見据えた「らくらく農法」を展開するにあたっては、農業の転換による商品化、販売ルート確保も含め、持続的な活動となるモデルを作ることが課題であろう。また、他の産業と同様に、現状分析、将来展望、課題解決、生産性向上、継続性の確保などを地域をベースにして考えていく施策や、このような方法論を活用して他地域への応用を試みるコーディネーター人材を意識的に育成することも必要となるであろう。

他のアクションリサーチ研究や多くの事例を基に、これまで経験知として語られていたコミュニティ活性化手法を理論化・体系化し、応用できる方法論として確立されることを今後の展開として期待したい。

社会技術研究開発センターにおいては、プロジェクトの具体的な成果について積極的に発信するとともに、同様の取り組みを希望する団体を募って紹介することも一案ではないだろうか。また、成果を活用するための利点や課題を明確にし、論文化した上で、例えばホームページ等で容易に「集落点検マニュアル」にアクセスでき、活用してもらうための取り組みを支援することも有用と思われる。

2-4. 「社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり」 (カテゴリーⅡ)

研究代表者：中林 美奈子（富山大学 大学院医学薬学研究部 准教授）

2-4-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、元気な高齢者だけでなく足腰が弱くなった高齢者も積極的に街に出て、生き生きと交流を楽しむことのできる生活圏「歩行圏コミュニティ」の実現に必要な条件を抽出することであった。具体的には、歩行補助車を活用した歩行支援活動を試み、まず、「歩行補助車」の整備が都市中心部における歩行圏コミュニティ実現の基盤的条件であることを示すこと、さらに、当該活動が高齢者のライフスタイルの変容とコミュニティの活性化に繋がる可能性を検証し、歩行圏コミュニティが高齢社会における都市文化であることを唱導することを目指した。

コンパクトシティ政策で先導的な富山市中心街の中でも比較的高齢化率の高い星井町地区という適切なフィールドを選定し、富山大学、富山市行政、地域住民による多様な実践主体でチームが組まれていた。また、モニターの声をもとにしながら「歩行補助車」のデザインの開発・改善に取り組み、単に機器の開発にとどまらず、それを使って外出したいと思える地域づくりを視野に入れて、住民組織の意識づけと地域活性化の支援がなされた。この結果、イベントの開催や「とやま☆ホコケンICウォークシステム⁴」など、ソフト面も含むコミュニティ・デザイン支援の萌芽的な効果や、富山市のコンパクトシティ政策への寄与も認められる。これらのモノづくりとコミュニティづくりを融合させた社会実験は独自性が高く、研究者が地域に入り、地域の人々との連携を深めながら進めた研究開発はアクションリサーチとしても貴重な事例である。

しかし、ツールとしての「歩行補助車」開発の成果があるものの、その利用者やコミュニティに対する影響について、研究開発成果としてより精緻に考察する必要があると考える。例えば、モニターからのアンケート回収率が高くなかったこと等から、分析のためのデータが十分とはいえず、歩行困難な高齢者が「歩行補助車」を用いて「歩行圏コミュニティ」に参画していくための条件抽出には至ったとはいえない。

また、本プロジェクトはコンパクトシティの街づくりが進められている富山市をフィールドとしたが、今後の展開を考え、どのような都市・コミュニティであれば展開可能な成果であるのかの整理や、地域での歩行補助車の需要予測の考察、地域特性に応じて、歩行補助車の個人所有という支援がよいのか、公共財として整備するのがよいのか、という議論も深めていってほしい。

⁴ 専用の IC カードを持ち、コース上に設置されているアクセスポイント（IC カードのデータを読み取る端末）とチェックポイント（IC カードのデータを書き込む端末）に IC カードをかざすとポイントが記録され、利用回数と歩行距離に応じてポイントが加算されるシステム。

2-4-2. 項目別評価

2-4-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは適切・妥当であったと評価する。

高齢社会における都市文化としての「歩行圏コミュニティ」を唱導し、その実現のための条件を抽出するという目標は明確であった。その目標の達成に向け、大学（保健医療系、工学系）、行政、星井町地区の住民、地元商店街・企業等を巻き込んだ横断的な組織体制をとり、歩行支援事業においては、歩行補助車を独自に開発し、モニターに対する歩行補助車の貸し出し（介入・評価 1）、利用者支援（介入・評価 2）、社会発信活動（介入・評価 3）、生活環境の整備（介入・評価 4）、ライフスタイルの変容確認（評価 4）という具体的な社会実験のアプローチが取られたことは妥当であった。

本プロジェクトは、研究開発開始後、モニター集めに苦労した経験から、「歩行補助車」を有効に利用し「歩行圏コミュニティ」を実現するためには「ポピュレーションアプローチ⁵におけるソフト面の拡充」を強く意識するようになり、領域からのアドバイスも受けて、応募・採択当初のカテゴリーⅠからⅡへ変更された。それにより、活動の重点の置き方が「個人に対する支援」から「コミュニティに対する支援」に変わり、歩行補助車の開発・使用普及から技術を用いたコミュニティの変容を試みる取り組みへと発展しており、好ましい変更であったと判断する。

他方、歩行困難な高齢者が歩行補助車を用いて「歩行圏コミュニティ」に参画していくための条件抽出やその効果検証のためには、モニターの募集に工夫があるとよかったのではないだろうか。また、「歩行補助車を活用した歩行支援活動」が市民意識や行動に影響を及ぼすことによるコミュニティの変容を見る上で、プロジェクト開始時点で、ベースラインとなる情報収集をより適切に実施しておくことも必要であったと考える。

2-4-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、貢献した・しうると評価する。

本プロジェクトがターゲットとする高齢社会の問題は「健康寿命の延伸」である。そのための高齢者の外出支援という大変重要な課題に対して、「歩行圏コミュニティ」を実現するためのツールとして「歩行補助車」を開発し、まちづくりに寄与する具体的な提案がなされたということの貢献が認められる。また、富山市や地域の長寿会との連携により、本プロジェクトの認知度向上に向けた「ホコケン⁶」による支援活動のモデルを提案した。こ

⁵ コミュニティという集団に属する多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、その集団全体を良い方向に変化させ、多大な恩恵をもたらすように集団全体（すなわちコミュニティ）に介入すること（Community-based Intervention）。

⁶ 本プロジェクトでは、富山大学教職員が中心になり、富山大学学生、富山市行政関係者、星井町地区住民（自治振興会長・長寿会長）などに参加を呼びかけ「富山大学歩行圏コミュニティ研究会（通称：ホコケン）」を設立した。

これらのモデルは、他地域における同種の活動にも活かせるものであろう。

富山市中心市街地（総曲輪通り商店街等）に歩行補助車ステーション⁷が設置され、その管理運営費の富山市での予算化や、当初インフラ整備を中心としていた富山市のコンパクトシティ政策に、コミュニティづくりのようなソフト的な視点が組み込まれたことも貢献といえ、長寿会会長自らの自宅での歩行補助車ステーションの設置など、具体的な地域のアクションの広がりもあった。

アウトリーチ活動はメディアの取材を通じた発信が主であったが、富山県各地での事業紹介は、今後の展開のために意義があるだろう。富山大学と、富山市や地域グループとの協働がよくなされ、「歩行補助車」の存在とそれを使って歩くことの価値を伝えるイベントを開催するなど、社会的な啓発に取り組んだことも地域への貢献といえる。

本プロジェクトでは、生活環境の整備として、歩行補助車ステーションの街中への設置や、IC ウォークでのポイント加算などのトライアルも実施したが、商店街の店舗等との協力による積極的な利用は見受けられず、IC ウォーク利用の効果は限定的にならざるを得なかったと考える。モニターのIC ウォーク使用はほとんどなかったことから、高齢者の外出のきっかけは、歩行補助車というよりも、外部イベントが大きかったのではないかという見方もあり得る。

歩行補助車は既に様々な種類のものが商品化されているが、個人所有の携帯型の既存製品の改良をメーカーに働きかける等、「ポピュレーションアプローチにおけるソフト面の拡充」から「歩行圏コミュニティ」の実現に注力することができれば、より展開の可能性も高まるのではないだろうか。また、利用対象者だけではなくそれを取り巻く一般市民の反応や、地域での歩行補助車の需要予測の考察、意識的に「歩行補助車」を使ってもらえるような取り組みにさらに工夫を加えることによって、都市文化としての「社会資本の活性化」を先導するという観点での発展が期待できると考える。

2-4-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、部分的に貢献した、貢献しうるが限定的であると評価する。

「歩行圏コミュニティ」の実現に必要な条件を抽出するための「ポピュレーションアプローチにおけるソフト面の拡充」の発想を取り入れた健康づくりの方法論は、ステークホルダーの意識変化を促すという点でも新しい提案となりえる。「高齢者の役に立つ歩行補助車」の開発と、それを効果的に用いるためのプログラム（外出先の楽しみ）というハード面とソフト面を組み合わせ考察し、特に、自治体や地域の商店街等との協力体制を確立して社会的実験を行った取り組みの新規性と独自性は高い。歩行補助車の3号機がグッドデザイン賞を受賞するなどの技術的な成果もあり、社会共通資本としての価値は高いと考える。

しかしながら、学際的評価に関するデータの扱い、分析の考え方に疑問がある。アンケートの回答者数が少ない（回収率が低い）場合のセレクションバイアス⁸の視点がなく、適

⁷ 富山市中心商店街や富山市ファミリーパーク内に設置された歩行補助車の貸し出しステーション。無料で自由に使用できるように施錠などはしない。

⁸ 試験に組み入れる、対象・条件を選択するときを生じる偏り。

切とはいえない。「コミュニティの変化」「ヒューマンネットワークの強化」といった成果の指標は示されたものの、それをういた分析はもっと精緻に行う必要があり、アクションリサーチとして実証していく上での課題が残ったといえる。また、現時点では本プロジェクトの学術的な成果、学会や論文など学術的な業績のとりまとめなどが多いとはいえない。これは、本プロジェクトに限らず、アクションリサーチの開発・指標化という点での課題といえる。歩行圏コミュニティをつくることの価値を根拠とともに示すことによって、介護予防や健康寿命の延長などの施策に結びつけることが可能となることを期待する。

2-4-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

富山大学が中心となって富山大学歩行圏コミュニティ研究会を組織し、富山市行政関係者、星井町地区住民その他の協働で本プロジェクトを推進している。富山大学の看護学科や工学部、芸術文化学部、人間発達科学部、産学連携部門などによる学際的な研究体制となっており、プロジェクトを実施する上で適切な体制であったと考えられる。

カテゴリーⅠからカテゴリーⅡへの変更に際して、「ポピュレーションアプローチ」を目指し、その結果、ステークホルダーの意識変化を促す展開へ発展している。「歩行圏コミュニティ」を実現するという観点から、個人用ツールとしての歩行補助車から、コミュニティ用ツールとしてまちなかに設置することを意図した3号機の開発へとシフトしたことも、適切な管理運営のもとで行われたものと見なせる。また、総括・アドバイザーの努力も大きく、プロジェクトの運営改善に大きく寄与していることがうかがえる。

2-4-2-5. 費用対効果

限られた費用の中で十分な成果をあげており、研究開発費による効果は十分高いと考えられる。歩行補助車の開発に研究費の約3分の1がかけられているが、人件費や謝金に多大な額を投入していない点は、今後の継続性という点では好ましい。歩行補助車は、ある程度の数量が見込めないと市場化に向けた低価格化は難しいと考えるが、製品化を視野に入れて企業の参画を得るためには必要なものであり、研究開発費による効果は十分に高いと判断できる。

2-4-2-6. 特記事項

研究開発終了後、より効果的・効率的に成果を社会に還元するにあたり、「歩行圏コミュニティ」を実現するための自治体支援と同時に、コミュニティ用ツールとしての「歩行補助車」の市場化と、歩行補助車ステーション設置のための公的な支援が必要であり、前者に関しては、必ずしも現開発モデルにこだわらず、民間企業等と広く協力してもよいのではないだろうか。本プロジェクトの成果によって介護予防、健康寿命の延長に効果があることの根拠を明示できれば、今後、総合支援事業などで各保険者により中心市街地の取り組みとして検討、採用される可能性もあると考える。今後は、富山市とも連携しながら、この取り組みを他の地方都市におけるコンパクトシティのモデルとして提案していきけるような発展を期待したい。

2-5. 「高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発」(カテゴリーⅡ) 研究代表者：原田 悦子 (筑波大学 人間系 (心理学域) 教授)

2-5-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、成果は得られたが限定的であると評価する。

本プロジェクトは、超高齢社会において、健康で独立した生活を営む高齢者の生活の質を高め、それを低負担で支援できるシステム創成のために、「高齢者にとっての使いやすさ」を実現するものづくりの支援と促進の礎となるコミュニティの創出を目標とした。具体的には、つくば市において、高齢者自身が社会貢献として自発的に参加する「使いやすさ検証実践センター」として「みんなの使いやすさラボ」(略称みんラボ)を開設し、登録高齢会員、企業・サービス提供者、研究者の三者が交流を行う場・コミュニティとして、(1) コミュニティ運営・活動、(2) 一般企業やサービス提供者を対象とした使いやすさ検証活動の支援、(3) これら活動の基礎となる3つのテーマ「使いやすさと認知的加齢の関係」「人工物利用とコミュニティ」「人工物利用のための支援ツール作成」の研究開発を実施した。

「高齢者にとっての使いやすさ」の検証は、ユニバーサルデザインの視点に基づく商品開発に活かせるという点で、社会にとって有効な調査である。研究者による説明と使いにくさの問題に関する相談過程、具体的な検証計画・方法の決定、条件に見合った候補者を抽出する手順などは、重要なノウハウであり、今後、ガイドライン化することも可能と考える。また、認知心理学・認知科学的な視点からの加齢と使いやすさの関係性の研究は、学術的にも有意義である。

他方、プロジェクト目標に掲げた「コミュニティの創出」に関しては、実証的・分析的な考察が十分とはいえなかった。例えば、ここで目指す「コミュニティ」とはどのようなものか、何をもち「コミュニティが活発になった」とみなしうるのか、さらに、みんラボにおいて高齢者、モノの提供者、研究者の間で相互平等なコミュニケーションを可能にした要因は何か。また、プロジェクトの目標に向けて、持続性をどう担保するのか、高齢者モニターによるユーザビリティ調査に加えて、楽しさといったものをどう作るのか、高齢者自身による運営への主体的な参加はあるのか、モニターとしての高齢者の力量をどう高めるかというような点についても、より具体的な検討を期待したい。

本プロジェクトは、大学の社会貢献・社会連携の一環としての活動であり、「みんラボコンソーシアム」への企業参加の方針の下に、筑波大学における「使いやすさに関する基礎研究活動」をベースとすることになったことは、成果の社会への共有という観点からは、今後の発展性への制約となってしまったのではないだろうか。この「リビング・ラボ」のような仕組みをつくば市に限らず全国に展開しうるものなのか、展開するとすればどのような形が考えられるかについて、海外の事例などを調査して検討することも期待したい。コミュニティという観点においていえば、今後、大学で活動を継続する上で、企業やサービス提供者から提供された物やサービスの使いやすさの検証にとどまらず、住んでいる地域の身のまわりにあるものの何が使いにくいのかを高齢者自らが意見を出し合えるものを

目指して欲しい。結果として、そこから企業・サービス提供者へフィードバックしていきけるような流れが生まれ、他地域への展開も期待できるのではないだろうか。また、高齢者の社会参画のインセンティブや、大学の組織という枠を外すことによって、このような組織をどう社会に役立てるのかという積極的な視点での提案につながるよう期待したい。

2-5-2. 項目別評価

2-5-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは部分的に適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトは、研究開発領域の目標に沿って、「健康で独立した生活を営む高齢者の生活の質を高め、またそれを低負担で支援できる社会システムのための高齢者にとっての使いやすさを実現するものづくりの支援と促進の礎となるコミュニティの創出」という目標を明確に設定した。この目標に向けたアプローチとして、企業が提示した製品を高齢者モニターが使用し、個別のデータを研究者が分析をして、「高齢者にとっての製品の使いやすさ」について心理学、人間工学の領域から普遍性を導き出すそうとしたことは有意義であったと考える。

他方、目標の一つである「ものづくりの支援と促進の礎となるコミュニティの創出」に関しては、大学内の研究組織体として、「高齢者、検証活動を行うメーカー、サービス提供者、研究者の三者が交流する場としてのみんなラボコミュニティ」という枠組みに修正したと報告されているが、今後、コミュニティをどのように深化していくのかの方向性が見えない。コミュニティ形成としての「場づくり」だけにとどまらず、具体的な成果がわかりやすい形で提示できるとよいのではないだろうか。

2-5-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、部分的に貢献した、貢献しうるが限定的であると評価する。

本プロジェクトの活動は、今後、企業に対して高齢者にとって使いやすい製品を製造するように促していく一つの契機となる可能性があることから有効な調査であり、また、産業界における一定の効果はあったと考えられる。「使いやすさ検証実践センター」としての組織作りが、データベース化も含めてマニュアル化できれば、各地での展開も可能となるだろう。

データ収集にとどまらず、コンソーシアム会員（民間企業など）という形でのコミュニティ形成や、高齢者の社会的貢献の意識・意欲を促し、新しい形で社会の中での活動の場を拓いていくという視点を持ちつつ研究をする姿勢は極めて重要である。これに加えて、各メーカーの商品開発にどこまで効果をもたらしうるかの評価も重要と考えられる。しかし、残念ながら、これらについて、報告内容からは、十分であるとの判断はできなかった。結果的に、大学内の研究組織体として、外部との社会連携・産学連携の一形態として使いやすさ検証活動を実施していくことに落ち着いており、社会全般への普及は限定的といわざるを得ない。

つくば駅の近くにテストングループを設置するなど、地域の高齢者が来やすい環境を整備したことは、200人強の高齢者の登録を得る上で効果的であったと考える。他方、アウトリーチ活動について、コミュニティの拡大には、高齢者、検証活動を行うメーカー、サービス提供者等へのアプローチが欠かせないが、メーカー、サービス提供者へのアウトリーチ活動（実ニーズを拾い出す活動）は少なかったのではないだろうか。

2-5-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

本プロジェクトにおける民間の製品評価組織と異なる新規性は、「みんラボ」が登録参加者としての地域在住高齢者であり、検証活動の利用者、使いやすさ研究者の三者と一緒に活動するコミュニティであること、また、高齢者にとっての「使いやすさを考えるコミュニティ」ができる基盤が、大学における基礎研究活動であることである。また、高齢者の「社会貢献としての参加」がモチベーションの一つとなっていることも、独自性がある点であろう。

高齢者にとっての使いやすさについて、認知心理学・認知科学的な視点からの「使いやすさと加齢の関係」に関する研究は、学術的にも有意義である。また、研究者が日々の「高齢者にとっての使いやすさ」の研究活動として高齢者と話す中で、多くの知見を得られ、新たな発見があることは、高齢者と研究者のコミュニティの重要性を示しており、高齢社会に関わる問題解決として一つの方法論を示唆しているといえる。ただし、既に多くの論文・学会発表などがなされているものの、専門分野での発表にとどまっており、地域への波及効果は若干少ないと考える。

2-5-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

実施体制は、民間企業の他、心理学、情報工学の研究者が多く、全体としては妥当であったといえる。ただし、高齢者の社会参加についての考察や、コミュニティの分析という観点からは、福祉分野の研究者や社会学者もメンバーとして参画し、「コミュニティ」という概念の整理や普遍化する研究に、もう少し重点を置くべきだったのではないだろうか。

研究開発領域として、高齢者の視点から見た使いやすさの問題について他プロジェクトと議論・検討する場の提供を行い、プロジェクト間で情報交流を行ったことは有意義と考える。特に、中林プロジェクトの「歩行補助車」の使いやすさを検証し、有意義な意見を伝えていることも領域活動への貢献といえる。

2-5-2-5. 特記事項

今後、この「リビング・ラボ」のような活動をどのように社会還元するかが、大きな課題と考える。企業の製品の「高齢者にとっての使いやすさ」の検証のためのコミュニティを実現するには、ある程度中立性のある機関が必要と考える。製品評価は企業にとっては商品開発の1ステップであり、その対価を支払うのは妥当であるが、研究者と企業の両者

のニーズを満たす「みんなラボ」のような機関が、筑波大学に限らず設置できるかの可能性が検討されるとよいのではないだろうか。また、現在は、情報の収集方法としてビッグデータ活用という視点もあるため、目標に向けて新たな工夫も期待したい。

検討経緯

平成26年度第1回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成26年12月21日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 総合討論

平成26年度第2回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成27年2月5日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則

	(平成17年7月8日 平成17年規則第70号)
改正	(平成18年11月22日 平成18年規則第72号)
改正	(平成19年4月11日 平成19年規則第75号)
改正	(平成19年11月28日 平成19年規則第117号)
改正	(平成22年4月14日 平成22年規則第88号)
改正	(平成23年3月28日 平成23年規則第38号)
改正	(平成23年4月20日 平成23年規則第88号)
改正	(平成23年5月25日 平成23年規則第91号)
改正	(平成24年3月30日 平成24年規則第97号)
改正	(平成25年3月27日 平成25年規則第61号)
改正	(平成25年10月31日 平成25年規則第118号)
改正	(平成26年3月24日 平成26年規則第79号)
改正	(平成26年7月31日 平成26年規則第139号)

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第4条）

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監（第5条－第9条）

第2款 社会技術研究開発主監会議（第10条－第11条）

第3款 俯瞰・戦略ユニット（第12条－第14条）

第3節 運営評価委員会（第15条－第21条）

第2章 事業の実施方法

第1節 研究開発領域の推進（第22条－第25条）

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進（第26条－第28条）

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進（第29条－第31条）

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施（第32条－第37条）

第2款 ガバナンスボード（第38条－第44条）

第5節 領域アドバイザー（第45条－第48条）

第3章 事業の評価

第1節 通則（第49条－第53条）

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価（第54条－第57条）

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価（第58条－第62条）

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価（第63条－第66条）

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価（第67条－第69条）

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価（第70条・第71条）

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第72条―第74条）

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第75条・第76条）

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価（第77条・第78条）

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第79条―第81条）

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第82条・第83条）

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価（第84条―第86条）

第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価（第87条―第89条）

第6節 領域・プログラム評価委員会（第90条―第97条）

第4章 事業の運営及び報告等（第98条―第101条）

第5章 雑則（第102条・第103条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この規則は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 事業は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することを目的とする。

（社会技術研究開発主監会議及び評価委員会の設置）

第3条 事業に係る研究の実施に関する重要事項について調査審議するため、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に社会技術研究開発主監会議を置く。

2 センターの運営等に係る審議等を行うため、センターに第15条に規定する運営評価委員会を置く。

3 事業に係る評価を行うため、センターに第22条、第25条及び第27条に規定する研究開発領域又は研究開発プログラム毎に評価委員会（以下「領域・プログラム評価委員会」という。）を置くことができる。

（顧問及び参与）

第4条 センターがセンターの運営のために必要があると認めるときは、センター顧問及びセンター参与を置くことができる。

2 センター顧問及びセンター参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監

(目的及び設置)

第5条 事業に関し、その改善に資するため、機構に社会技術研究開発主監（以下「研究開発主監」という。）を置く。

(任務)

第6条 研究開発主監の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の制度、運営、評価等に関し、必要な事項の調査を行い、理事長へ提言すること。
- (2) 事業の専門的重要事項について、事業を担当するプログラムディレクター（以下「プログラムディレクター」という。）の求めに応じて提言すること。

(委嘱)

第7条 研究開発主監は、学識経験等のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期等)

第8条 研究開発主監の任期は、原則として2年間とする。ただし、任期が3事業年度にわたる場合は、最終事業年度の末日をもって任期満了とする。

2 研究開発主監の再任は妨げない。

(秘密保持義務)

第9条 研究開発主監は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2款 社会技術研究開発主監会議

(任務)

第10条 第3条第1項に定める社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）は、プログラムディレクターの求めに応じ、次に掲げる事業に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発領域に属する研究開発プログラムの設定及び改廃並びに領域総括の選定及び変更に関すること。
- (2) 研究開発プログラム（研究開発領域に属するものを除く。）の設定及び改廃並びにプログラム総括の選定及び変更に関すること。
- (3) 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクトの選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に係る重要事項

(会議の構成、招集及び運営)

第11条 会議は、事業における研究開発主監及びプログラムディレクターで構成する。

- 2 会議に議長を置き、プログラムディレクターが務める。
- 3 会議は、議長が招集する。
- 4 議長は、必要に応じて構成員以外の専門アドバイザー及び外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3款 俯瞰・戦略ユニット

(編成及びユニット長)

第12条 センター長は、事業を効果的に推進するため、組織規程（平成15年規程第2号）第44条第8項の規定に基づき、企画運営室において、職員及びフェロー等による俯瞰・戦略ユニット（以下「ユニット」という。）を編成する。

- 2 センター長は、ユニット長を指名する。ユニット長は、ユニットの任務における計画・業務執行を指揮し、ユニットを総括する。
- 3 ユニット長は、上席フェローをもってこれにあてることができる。

(業務)

第13条 ユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会的問題の俯瞰及び抽出に関すること。
- (2) 事業における研究開発領域等及び公募プログラムの基本設計に関すること。
- (3) 研究開発領域等における研究開発及び社会実装の推進に関すること。
- (4) 事業成果の分析・体系化に関すること。
- (5) 事業における研究開発の評価に関すること。
- (6) 前各号に係る機構の内外の機関等との連携の推進に関すること。

(社会的問題別検討チーム)

第14条 センター長は、ユニットの業務を効果的に推進するため、ユニットが抽出した社会的に重要であり、事業として取り組むべき問題（以下「社会的問題」という。）ごとに、ユニットにおいて社会的問題別検討チーム（以下「検討チーム」という。）を編成することができる。

- 2 センター長は、各検討チームにおいてチームを総括するチームリーダーをそれぞれ指名する。
- 3 検討チームは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 事業における研究開発領域等及び公募プログラムの詳細設計に関すること。
 - (2) 各社会的問題に係る調査に関すること。
 - (3) 各研究開発領域等担当者との連携による、研究開発領域等における研究開発及び社会実装の推進に関する業務に関すること。

第3節 運営評価委員会

(目的及び設置)

第15条 センターにおける研究開発領域又は研究開発プログラムの評価等を適正かつ円滑に実施するため、組織規程（平成15年規程第2号）第7条の規定に基づき、センターに運営評価委員会を置く。

(任務)

第16条 運営評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発プログラム等の中間評価に関すること。
 - (2) 研究開発領域及び研究開発プログラム等の事後評価に関すること。
 - (3) センター全体の運営に関すること。
 - (4) その他、前各号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。
- 2 研究開発領域及び研究開発プログラム評価の基準及び方法については、別に定める。

(委員、委員長、委員長代理)

第17条 運営評価委員会は委員長、委員長代理及び委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選により選任し、委員長代理は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(開催)

第18条 運営評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第19条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第20条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第21条 委員に対する謝金及び旅費等の支給については、別に定める。

第2章 事業の実施方法

第1節 研究開発領域の推進

(研究開発領域等の設置)

第22条 センターに、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成に資する研究開発領域及びその研究開発領域の運営責任者である領域総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行う。

3 研究開発領域の設置期間は、原則として6年を超えないものとする。

4 センターは、研究開発領域の設定にあたっては、広く多分野多方面の関与者の参画を得て、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等について、十分な調査検討を行うものとする。

5 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の専門的事項について領域総括への助言を求めため、研究開発領域に領域アドバイザーを置く。

6 センターは、領域総括が研究開発領域の運営上必要があると認めるときは、領域総括補佐を置くことができる。

(研究開発領域における研究開発の実施方法)

第23条 研究開発領域における研究開発は、必要に応じて当該研究開発領域に研究開発プログラムを設定し、領域総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、研究開発プロジェクトの提案を具体化するための企画調査（以下「プロジェクト企画調査」という。）を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プログラムの設定

ア 研究開発領域の目標の達成を図るため、当該研究開発領域に関して広く多分野多方面の関与者の参画を得て行われた、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等についての十分な調査検討の結果を踏まえて、領域総括は研究開発目標が明確に定められた研究開発プログラムの案を作成する。

イ センターは、研究開発プログラムについて、アに規定する案に基づき、会議の意見を聴いた上で決定する。

(2) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として5年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。

(3) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査の提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募されたプロジェクト企画調査の提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。また、領域総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(追跡調査)

第24条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況

や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

(研究者等の雇用)

第25条 機構は、研究代表者が研究開発チームを編成するにあたり、必要に応じて研究者及び研究補助者等を一定期間雇用することができる。

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進

(問題解決型サービス科学研究開発プログラムの実施方法)

第26条 センターは、サービス科学的手法により具体的社会問題を解決するための研究開発を推進するため、問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）及びそのサービス科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めため、サービス科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

3 センターは、プログラム総括がサービス科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(サービス科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第27条 サービス科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じて技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考すること

ができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(追跡調査)

第28条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進

(科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの実施方法)

第29条 センターは、科学技術イノベーション政策において、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実現に資する研究開発を推進するため、科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）及びその政策のための科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、政策のための科学プログラムの設定及びプログラム総括の選定を行う。

3 センターは、政策のための科学プログラムの設定にあたっては、国が定める方針等を踏まえるものとする。

4 センターは、政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めるため、政策のための科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

5 センターは、プログラム総括が政策のための科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(政策のための科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第30条 政策のための科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に

基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(追跡調査)

第31条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施

(研究開発成果実装支援プログラムの実施方法)

第32条 センターは、研究開発成果を活用、展開して、現実の社会問題を解決するため、研究開発成果実装支援プログラム（以下「実装支援プログラム」という。）を置く。

2 実装支援プログラムは、公募により広く提案を募り、研究開発成果を社会に実装する取り組みを支援する公募型（以下「実装支援プログラム（公募型）」という。）及び機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取

り組みを支援する成果統合型（以下「実装支援プログラム（成果統合型）」という。）の方法により推進する。

- 3 実装支援プログラムに運営責任者であるプログラム総括を置き、実装支援プログラム（公募型）をプログラム総括（公募型）が、実装支援プログラム（成果統合型）をプログラム総括（成果統合型）がそれぞれ担当する。

（実装支援プログラム（公募型）の推進方法）

第33条 センターは、実装支援プログラム（公募型）の実施に必要な専門的事項について、プログラム総括（公募型）への助言を求めため、プログラムアドバイザーを置く。

- 2 センターは、実装支援プログラム（公募型）の対象となる提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括（公募型）は、応募された提案についてプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき実装活動及びその実装の責任者（以下「実装責任者」という。）を選定する。

- 3 実装責任者は、実装を行う組織において、実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間終了後も継続的に実装が実施される状態を実現するために必要な活動を行う。

（実装支援プログラム（公募型）の実施期間）

第34条 実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

（実装支援プログラム（成果統合型）の推進方法）

第35条 センターは、事業における研究開発領域又は研究開発領域に属さない研究開発プログラムもしくは事業以外の機構が実施する研究開発等（以下「領域等」という。）から実装支援プログラム（成果統合型）の対象を選定し、選定された対象の領域総括等（事業以外の研究開発等における事業の領域総括等に相当する者又は準ずる者を含む。以下同じ。）は、プログラム総括（成果統合型）と協議の上、領域等から実装支援プログラム（成果統合型）において中核的な役割を担う研究開発プロジェクト（以下「中核プロジェクト」という。）を指名する。指名された中核プロジェクトは、実装活動に関する提案を作成し、当該領域等の領域総括等に提出する。

- 2 中核プロジェクトの属する領域等の領域総括等は、提出された提案のうち、プログラム総括（成果統合型）との協議を踏まえ、実装支援プログラム（成果統合型）の候補プロジェクトとして承認できるものについては、当該領域等の事後評価（プロジェクト企画調査の事後評価を除く。）を実施する評価委員会（事業以外の研究開発等における当該評価委員会に相当又は準ずるものを含む。以下同じ。）に推薦する。

- 3 評価委員会は、推薦された提案につき審議し、審議結果を評価委員会所見としてセンターに提出する。

- 4 センターは、評価委員会の所見を付して会議に諮り、会議の評価結果に基づき、実装支援の対象とするプロジェクト（以下、「実装対象プロジェクト」という）を選定する。

- 5 センターは、会議の評価結果に基づき、選定された実装対象プロジェクトの実装活動の実施期間に必要な応じて適切な初動期間を設けることができる。初動期間終了後の本格的実装活動への移行については会議に諮り、決定する。

- 6 センターは、選定された実装対象プロジェクトの責任者である実装代表者を選定する。

- 7 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトのマネジメント及び評価のため、プロジェクト（初動期間にあるものを除く。）ごとにプログラム総括（成果統合型）を議長とするガバナンスボードを置く。

- 8 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの推進の

ため、プロジェクト推進アドバイザーを置くことができる。

9 プロジェクト推進アドバイザーの委嘱手続き等については、実装支援プログラム（公募型）のプログラムアドバイザーに適用される規定等を準用する。

（追跡調査）

第36条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて実装活動の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

（実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間）

第37条 実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

第2款 ガバナンスボード

（任務）

第38条 第35条第7項に定めるガバナンスボードの任務は、次のとおりとする。

- （1） 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトに関するマネジメントを行うこと。
- （2） 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの事後評価を実施すること。
- （3） その他前2号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

（構成）

第39条 ガバナンスボードは、実装支援プログラム（成果統合型）プログラム総括である議長及びメンバー7名以内で構成する。

2 メンバーは、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名するメンバーがその職務を代行する。

（任期）

第40条 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、メンバーが任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

（運営）

第41条 ガバナンスボードは、機構の必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。

（意見聴取）

第42条 ガバナンスボードは、プロジェクトのマネジメント、評価等に係る専門的事項について、構成員以外の外部の有識者（以下「外部有識者」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（謝金等）

第43条 メンバー及び外部有識者には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支給することができる。

（秘密保持義務）

第44条 メンバー及び外部有識者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5節 領域アドバイザー等

（任務）

第45条 第22条第5項に定める領域アドバイザー及び第25条第2項、第29条第4項及び第33条に定めるプログラムアドバイザー（以下「領域アドバイザー等」という。）の任務は、次のとおりとする。

- (1) 領域アドバイザー
 - ア 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の選考において意見を述べること。
 - イ 領域総括が行う研究開発領域の運営に協力すること。
 - ウ その他研究開発領域の専門的事項について領域総括へ助言を行うこと。
- (2) サービス科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー
 - ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
 - イ プログラム総括が行うサービス科学プログラムの運営に協力すること。
 - ウ その他サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。
- (3) 政策のための科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー
 - ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
 - イ プログラム総括が行う政策のための科学プログラムの運営に協力すること。
 - ウ 採択した研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の事後評価において意見を述べること。
 - エ その他政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。
- (4) 実装支援プログラム（公募型）におけるプログラムアドバイザー
 - ア 実装活動の選考において意見を述べること。
 - イ プログラム総括（公募型）が行う実装支援の運営に協力すること。
 - ウ 採択した実装活動の事後評価において意見を述べること。
 - エ その他実装支援プログラム（公募型）の専門的事項についてプログラム総括（公募型）へ助言を行うこと。

（委嘱等）

第46条 領域アドバイザー等は、領域総括又はプログラム総括に対し適切な助言を行うための専門性を有している者の中から、センター長の要請に基づき理事長が委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）する。

（任期）

第47条 領域アドバイザー等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、領域アドバイザー等が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。

3 領域アドバイザー等に対する手当、旅費等の支給については別に定める。

（秘密保持等）

第48条 領域アドバイザー等の秘密保持、外部発表、特許取扱等については、研究者に係る諸規程を準用する。

第3章 事業の評価

第1節 通則

（評価方法等）

第49条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則（平成15年達第44号）に定める

もののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第50条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第51条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(被評価者への周知)

第52条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法(評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第53条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立つものとする。

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第54条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第55条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的

研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域

- a 第46条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
- b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
- c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第56条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第15条に規定する運営評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第57条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第3条第2項に規定する領域・プログラム評価委員会又は第15条に規定する運営評価委員会が行う。それぞれの委員会が担当する領域、プログラム及びプロジェクトについては、別に定める。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第58条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第59条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第60条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第51条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第51条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第61条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
イ 研究開発成果の現状と今後の見込
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
第15条に規定する運営評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第62条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発プログラムの達成状況
イ 研究開発マネジメントの状況
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
第3条第2項に規定する領域・プログラム評価委員会又は第15条に規定する運営評価委員会が行う。それぞれの委員会が担当する領域、プログラム及びプロジェクトについては、別に定める。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第63条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトにつ

いても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

- (3) 事後評価
研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (4) 追跡評価
研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第 64 条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a 第56条第 2 号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発提案であること。
 - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第 65 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
 - イ 研究開発成果の現状と今後の見込
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第66条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
 - ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況
 - エ その他なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第67条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第68条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第56条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができ

る者であること。

ウ プロジェクト企画調査計画

定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第69条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第70条 サービス科学プログラムの評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第71条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第25条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第72条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第73条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a サービス科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。

b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第74条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

サービス科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第75条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第76条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第77条 政策のための科学プログラムの評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第78条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部有識者が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第79条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第80条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

政策のための科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第81条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準
ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー及び必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

(4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第82条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第83条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準
ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決

定する。

- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価

（評価の実施時期）

第84条 実装支援プログラム（公募型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

（事前評価）

第85条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること。
 - イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

（事後評価）

第 86 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の目標の達成状況
イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第 2 款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価

（評価の実施時期）

第 87 条 実装支援プログラム（成果統合型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

（事前評価）

第 88 条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が明確であること。
 - b 複数の研究開発成果を活用し、関与者の役割も含めた包括的かつ具体的な提案となっていること。
 - c 実装支援による成果とそれによる効果が明確化されていること。
- イ 実装代表者
実装支援の代表者として、その活動に責務を負い、推進することができる者であること。
- ウ 実装促進計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後の実装の継続及び発展の展望・道筋が示されていること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。

なお、領域総括等の推薦あるいは評価委員会からの所見において、初動期間の設置が適切であると表明された場合、評価項目及び基準については、評価者がセンターと

調整の上決定する。

また、初動期間終了後の本格的実装活動への移行の際の評価項目及び基準についても同様とする。

- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
提出された実装支援の提案について、評価者が評価を行う。

(事後評価)

第89条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の目標の達成状況
 - イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の状況なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
各実装支援対象プロジェクトのガバナンスボードが行う。
- (4) 評価の手続き
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第6節 領域・プログラム評価委員会

(任務)

第90条 第3条第2項に定める領域・プログラム評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中間評価に関すること。
- (2) 事後評価に関すること。
- (3) 当該領域又は研究開発プログラムにおける実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクト案に関わる評価に関連すること。
- (4) その他前各号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第91条 各領域・プログラム評価委員会は、委員長及び委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第92条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第93条 領域・プログラム評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

2 分科会は、必要に応じて開催するものとし、主査が招集する。

(評価基準)

第94条 評価の基準及び方法については別に定めるところによる。

(謝金等)

第95条 委員には別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第96条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第97条 この規則に定める事項のほか、領域・プログラム評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4章 事業の運営及び報告等

(運営)

第98条 領域総括及びプログラム総括は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図るため、多分野多方面の関与者の広範な参画により、研究開発又は実装活動が効果的に行われるよう、適切かつ柔軟な運営を行う。

(成果の取扱い)

第99条 成果については、知的財産権等の確保に努めることとし、その帰属等については別に定める。また、成果を公表し、広く利用されるよう普及に努める。

(実施状況等の報告)

第100条 センターは、定期的に領域総括及びプログラム総括より進捗状況等に関する報告を求める。

(会議への報告)

第101条 センターは、会議に対し研究開発及び実装活動の進捗状況及び終了の報告等を行うものとする。

第5章 雑則

(事務)

第102条 事業に係る事務は、センター企画運営室が担当する。

(その他)

第103条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則 (平成18年11月22日 平成18年規則第72号)

この規則は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則 (平成19年4月11日 平成19年規則第75号)

この規則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則 (平成19年11月28日 平成19年規則第117号)

この規則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成22年4月14日 平成22年規則第88号）

この規則は、平成22年4月14日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成22年4月6日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年規則第38号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年規則第88号）

この規則は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年規則第91号）

この規則は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年規則第97号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 平成25年規則第61号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日 平成25年規則第118号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に選任した各委員会の委員、社会技術研究開発主監、領域総括、プログラム総括その他この規則に定めのある者（以下「委員等」とする。）は、改正後の相当規定に基づいて選任されたものとみなす。ただし、任期は、施行日における残存期間と同一の期間とする。

3 施行日前にした委員等の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、改正後の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。

4 施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、新規則及び関連例規の相当規定によってした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月24日 平成26年規則第79号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日 平成26年規則第139号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。